令和5年度 第1回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日時 令和5年(2023年)7月21日(金) 15:00~16:10 場所 TKPガーデンシティ札幌駅前 5Fカンファレンスルーム5E 及びオンラインによる開催(Zoom)

1 開 会

○事務局(石川課長補佐):

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回受動喫煙防止対策専門部会を開会いたします。私は、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課課長補佐の石川です。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日はハイブリットでの開催とさせていただいております。Web での会議の円滑な進行のため、出席者の皆様につきましては、通常時はマイクをオフにしていただき、ご発言をされる場合は、「手を挙げるボタン」などで、合図をしていただければ、こちらからご指名しますので、その際には、マイクをオンにしてご発言をお願いします。また、本日、視聴者として参加されている方については、マイク、カメラは常時オフにしていただくようお願いします。それでは、開会にあたりまして、地域保健課がん対策等担当課長の角井からご挨拶を申し上げます。

○事務局(角井がん対策等担当課長):

6月より担当しております地域保健課がん対策等担当課長の角井でございます。本日は、お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から本道の受動喫煙防止対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

今年度は、「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の最終年度となり、令和6年度から始まる次期プランを策定する年でございますので、「健康づくり道民調査」の受動喫煙に関する速報値の報告や次期計画見直しの基本的な考え方などについて説明させていただき取組の評価や事業の見直しなどに向け、御協議をお願いしたいと考えております。コロナの影響で思うように取組が進められなかった面もございますが、皆様の忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(石川課長補佐):

はじめに、委員等の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。北海道医師会の 青木特別委員です。北海道商工会連合会の星総務部長です。日本たばこ産業(株)北海道支社 の岸部長です。北海道教育庁教職員局福利課の大河内課長です。続きまして、本日、出席い ただいた皆様をご紹介させていただきます。札幌医科大学医学部の大西部会長です。続きま して、北海道歯科医師会の田西委員です。続きまして、北海道労働基準協会連合会の佐藤委 員です。続きまして、北海道町村会の山内委員です。続きまして、北海道生活衛生同業組合連合会の細貝事務局長です。続きまして、独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターの加藤院長です。北海道がん患者連絡会の佐野世話人副代表です。なお、北海道市長会の出井委員、北海道商工会議所連合会の小野部長、北海道保健所長会の高垣副部長については、ご都合により欠席されており、14名中11名の皆様の出席をいただいております。ご出席の皆様につきましては、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、本日お配りしています資料の確認させていただきます。資料は、次第、出席者名簿、資料 1-1、資料 1-2、資料 2、資料 3、資料 4、と参考資料 1 から 4 までお配りしております。なお、資料 1-2 それから参考資料 4 では訂正がございまして、Web 参加の皆様には、本日 13 時頃、再送付をしております。可能でしたらお手元にご準備をお願いします。資料については画面でも共有したいと思いますのでご了承ください。それではさっそく議事に入りたいと思いますが、部会長については、昨年に引き続き、大西部会長にお願いしたいと考えております。では大西部会長、よろしくお願いいたします。

○大西部会長:

札幌医科大学医学部公衆衛生学講座の大西でございます。本日もよろしくお願いします。 本日の議題は次第にございますとおり、報告事項が2つ、協議事項が1つ、その他として1 つ設定されています。その順に審議を進めて行きたいと思います。

2 議 題

(1)報告事項

①健康づくり道民調査及び道民歯科保健実態調査の結果について

○大西部会長:

それでは、まず報告事項の①について事務局から説明をお願いします。

○事務局(新井専門員):

健康づくり係の新井と申します。報告事項の①についてご説明させていただきます。まずは、資料 1-1 にて調査の概要をについて簡単にご説明します。 1 つめの調査の目的ですが、本調査は道の健康増進計画の最終評価を行い、新たな計画策定の基礎資料を得ることを目的として 5 年に 1 度実施しているものになります。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、接触機会の低減とひっ迫する保健所の業務の軽減を図るために、会場に対象者を集める身体状況調査を中止しまして、さらに食事摂取状況調査についても調査方法を変更し実施を行っているところです。

2 つめの調査の対象、抽出方法についてですが、満 20 歳以上の道民を対象として、道内を 10 ブロックに分けて、各保健所で調査票の配付が可能な対象者として検診ですとかワクチン接種会場の他、企業や事業所等で調査票を配付して実施しました。札幌市、旭川市、函館市、小樽市の 4 市につきましては、市と調整の結果、郵送での実施となりました。

3つめの調査の配布についてですが、調査対象を 6,629 人に配布し、身長・体重・生年月

日等の項目が調査拒否などによって不明となったものを除いた集計対象者が 4,063 人となっております。なお、10ブロックそれぞれの回収の状況ですが、1ブロックあたり 350~450 人程度の回収数となりました。

5つめの調査項目について、本日は受動喫煙に関することとして、(2)のウにあたります、健康意識、生活習慣等に係るアンケート調査として、「受動喫煙の認知度」、「条例の認知度」、「今後必要だと思う受動喫煙防止対策」、「受動喫煙の状況」の4項目について資料1-2でご説明していきたいと思います。資料1-1の報告は以上になります。

資料 1-2 のご説明の前に、参考資料 4 にて、関連します「北海道たばこ対策推進計画」の評価指標について、いくつか抜粋してご報告します。先ほどもありましたが資料差し替えによりまして、画面共有にて参考資料 4 をご確認いただけたらと思います。

まず、はじめに、1、成人の喫煙率について最終評価の欄をご覧ください。喫煙率は男女とも減少しておりまして、中間評価時の H28 の 24.7%から R4 では 20.1%となっています。また、4 と5 にあります妊産婦の喫煙率についても同様に減少しております。最後に 7、日常生活での受動喫煙を有する者の割合について公共施設、職場、家庭、飲食店の全ての項目で改善傾向にあります。7 につきましては資料 1-2 にて後ほど詳しくご説明します。

これを踏まえ、資料 1-2 で速報についてご報告します。こちらも資料差し替えがありましたので画面共有にて資料を表示しております。1 の受動喫煙の認知度、次のページにあります 2 の条例の認知度、さらに次のページにあります 3 の今後必要だと思う受動喫煙防止対策については、R2 に実施しました道民意識調査と比較しています。

この調査は、R2.9 に満 18 歳以上の道民を対象にし、実施されたもので、郵送及び web により回答があった、848 名の回答結果となっております。

1の受動喫煙について、「よく知っている」~「全く知らない」の4つの選択肢となっており、「よく知っている」は 36.6%、「ある程度知っている」は 50.1%となっており、合計では86.7%となっております。道民意識調査と比較すると認知度は低下傾向です。

続きまして、2の条例の認知度について $1\sim8$ の選択肢に複数回答する内容になっておりまして、「条例の名前は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」は34.9%、「全く知らない」は21.8%となっており、合計では56.7%になっています。こちらについても、道民意識調査と比較すると、認知度は低下している傾向です。

続いて、今後、必要だと思う受動喫煙防止対策については $1\sim8$ の選択肢に複数回答する 内容になっておりまして、回答の傾向に変化ありませんが、全体的に回答の割合が減少して おります。

説明しました1、2、3のこれら認知度低下の背景としては、令和2年3月に「北海道受動喫煙防止条例」を制定し、4月に改正健康増進法が全面施行となりましたが、道民意識調査が実施された9月頃は、テレビや新聞等でこういった情報を目にする機会が多くあったのですが、新型コロナウイルスの影響により、見聞きする機会が減少していったことに伴い、道民の認知度や関心が薄れていったこと考えられます。

最後になりますが、4-1 受動喫煙の機会を有する者の割合ですが、これは H28 の調査と 比較していまして、道の健康増進計画の指標としているものになります。「現在喫煙者を含む」受動喫煙の機会は特に、家庭、行政機関、医療機関で改善がみられております。職場、 飲食店でも改善はされていますが、割合としても高い状況にあります。さらに、飲食店については次のページにあります(3)【参考2】コロナの影響により、外食(飲食店での食事の利用)が減ったと回答した人が54.5%となっており、本来よりも受動喫煙の機会が低い値となっている可能性があります。また、その上段にあります(2)【参考1】「現在喫煙者を除く受動喫煙の機会」をみても、国の調査と比較して飲食店が低い状況ではありますが、国民健康栄養調査は令和元年が最新値でして、これは、健康増進法の改正前の調査ですので、飲食店ですとか行政機関、医療機関では、さらに改善されていると推測できますので、現状とは差があると考えられます。

最後に 4-2 場所別の受動喫煙の状況について、道の健康増進計画の評価指標としております「現在喫煙者を含む」数値を総数として、さらに、健康日本 21 の評価指標としております「現在喫煙者を除く」数値の 2 つの内訳を、それぞれお示ししております。どの場所においても基本的には、喫煙者を含む総数の方が受動喫煙の機会が多い傾向にあります。

資料の説明は以上になりますが、このような状況を踏まえまして、これまで道の健康増進計画では、現状の他、調査集計対象数を鑑みて「現在喫煙者」を含んで受動喫煙の割合を評価指標としてきましたが、国の健康日本 21 では、「現在喫煙者」を除く受動喫煙の機会を有する者の割合を評価指標としておりまして、道の計画とは異なっております。事務局としましては、今後、国と同様に「現在喫煙者」を除くことで、対策すべき状況が把握でき、国との比較ができることから、道においても「現在喫煙者」を除く受動喫煙の機会を有する者の割合を健康増進計画の評価指標として考えているところです。このことにつきまして、皆からのご意見を伺いたいと考えております。ご報告については以上となります。

○大西部会長:

健康づくり道民調査の結果から受動喫煙の状況や、条例の認知度などの情報を収集していますが、これまで、この部会では事業者等の対策がどの程度進んでいるか対策を行う側の数値を見ることが多かった訳ですけれども、今回は、道民自身が受動喫煙の機会が減っているのかという道民の声を聞く調査で、非常に重要なデータではないかと考えています。

ただ、過去と比べるのはいくつか注意点が必要ということもございますので、例えば、令和2年度よりも認知度が落ちたことに関しては、制定当初はかなり報道がされていて見聞きする機会も多かったので認知度が高かったのが、コロナ等の報道などに紛れてしまって最近は少し意識が薄れている可能性があるということもありますし、また、様々な場所において受動喫煙が減っているということは非常によいデータですが、コロナ禍の外出自粛でそもそも出かけないために受動喫煙の機会が減っているのか、あるいはその対策がきちんと進んでいるから機会が減っているのか、このあたりは区別することは難しいので解釈には注意が必要です。

ただ、今年からは5類に下がって外出の機会もこれまで通りに戻った状態で、さらに調査が行われればまた数値の見方も変わってくるのではないかと考えています。ただいまの集計結果のご報告について何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

説明のありました受動喫煙の状況にあります「受動喫煙を有する者の割合」について、道健康増進計画では調査集計対象数を鑑みて、現在喫煙者を含めた形で算出してきているということですけれども、健康日本 21 では現在喫煙者を含めずに算出しているということがございます。今後、事務局の方では、健康日本 21 と比較ができるように、現在喫煙者を含めずに算出していきたいという考えですが、この点について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

喫煙者の受動喫煙の機会はおそらく喫煙所で他の喫煙者と同席しているような状況では 受動喫煙ありと回答すると思うのですが、本人の喫煙の機会に関しては受動喫煙という形 では回答されないのではないかと思います。健康日本 21 では非喫煙者の受動喫煙という形 での集計がされているということでそれに合わせて今後は国の状況と比較することになり ます。

ただ、過去の道のデータと比較する上では、喫煙者を含めて補足的に見ていく必要があると思いますが、主には喫煙者を含めない指標で引き続き把握していく方針とさせていただきたいと思います。

②「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の推進状況について

○大西部会長

それでは、報告事項の②について事務局から説明をお願いします。

○事務局(新井専門員)

報告事項②についてご説明します。資料2をご覧ください。

数値目標の達成状況等については、前回の令和4年度第2回の専門部会にて1月末時点でのR4実績見込みとしてご報告しておりますが、今回は3月末に実績として確定したもののご報告になります。数値が変わった項目が3点ありますのでご報告します。

区分「普及啓発の実施」にありますポータルサイトの閲覧数ですが、1,004 件の見込みが 994 件の実績となりました。

続きまして、区分『市町村及び事業者等の取組促進』のきれいな空気の施設の登録施設数 2,197 施設見込みが、2,359 施設の実績となりました。

最後になりますが、受動喫煙対策を実施している市町村数で 179 市町村見込みが、176 市町村の実績となりました。

なお、見込みから実績値となったことによる評価の変更はありません。報告は以上になります。

○大西部会長:

令和 4 年度の達成状況について、前回は 1 月時点での数値の見込みでご報告しましたが、今回、最終確定値でのご報告ということになります。大きく達成状況の評価としては変わらず、一部サイトの閲覧数等の数値は変更があるということになりますが、ご出席の皆様から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○佐野世話人:

北海道がん患者連絡会の佐野です。普及啓発の指針について、例えば、保健所で 24 から 26 と数字は上がっていますが、説明会をやって 5 人来たのか、10 人来たのか、あるいはその説明会には元々効果が見込めるものなのか、この辺がこの状況では分かりかねる。

あと、ポータルサイトに 1,000 人来たらよいと思って作ったのか、

どういった属性の人に見てもらう目的だったのか、その辺が本来は把握しないとあまり意味がないのではないかと思います。道では具体的に把握されていますか。

○事務局(石川課長補佐):

普及啓発の状況ですが、コロナ禍における保健所の状況を鑑みまして、当初は地域説明会ということだったのですが、代替方法で例えば飲食店にチラシを配るですとか、一斉監視の立入の際に保健所の職員が出向いて説明をさせていただくですとかそういった様々な取組を行った保健所の数とさせていただいております。その働きかけた数は今、手元にないでのすが、必ずしも説明会に限定せず、条例の周知を図った数を取らせていただいている状況となっております。

また、ポータルサイトの件ですけれども、当初よりも閲覧数が低調になってきている状況です。元々の想定では、法改正それから条例の趣旨を主に事業者の皆様にわかりやすく知っていただいて、管理権限者として適切な対応していただくためのわかりやすい情報という趣旨で立ち上げたものとなっておりますので、法ですとか条例の制定とともに一定程度閲覧数が下がってきていると評価しているところでございます。

○大西部会長:

今、ご指摘いただいた点で、ポータルサイトで何件アクセスがあればよしとするのか、数値目標を立てることができるかどうかという難しさはあると思います。広く道民にというのであれば、1,000件では全然足りないという話になりますし、事業所単位で閲覧していただいているのであれば、1,000件というのはそれなりに効果が上がっているのではないかと評価できます。そのあたりはどこを目指すかによっても変わりますし、単に、アクセス数だけのカウントだと、誰が見てくれているのか分からないという状況になりますので、簡単な属性などが集計できるような工夫も必要かと思います。事業者等を対象とした調査でポータルサイトを閲覧しているかどうかの質問を盛り込むようなことも、方策としてはひとつ

考えられると思います。

また、説明会の開催保健所数は非常にざっくりした指標であって、さらに何回開催したか、何人来たかというのは、どれだけやったかのアウトプット指標になります。何人にその情報を届けられたのか、理解度はどうなのか、それによって条例についての理解が深まったのか、本来ですとそこまで評価ができないと説明会を開催した効果を評価をすることが難しいということで重要なご指摘だと思います。保健所からの報告には、参加人数ですとか詳細なデータはあると思いますので集計していただいて、今後、参考資料等で出していただければと思います。

○加藤院長(北海道がんセンター):

北海道がんセンターの加藤です。よろしいでしょうか。市町村及び事業者等の取組促進のところの2番目ですかね。禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率が悪くなっていますよね。これはなぜなのかということと、意味的には本来、禁煙だけど禁煙表示をしていないのか、それとも禁煙にしているお店が減ったのか、どちらの解釈でしょうか。

○事務局(石川課長補佐):

事業所別のアンケート結果を見ますと、元々たばこを吸うお客様がいらっしゃらなくてといったご回答ですとか、ステッカーの入手経路がわからず表示していないですとかそういった回答が多かったと記憶しております。対応といたしましては、条例の中で禁煙の飲食店につきましては表示をしていただくことを記載させていただいておりますので、飲食店の新規開設があった事業者さんにはステッカーを配布させていただいているほか、道庁ホームページにて、道のステッカーによらずともピクトグラムですとか様々な形で表示していただけるような例示というものをご紹介させていただいているところです。

○加藤院長(北海道がんセンター):

分かりました。これだけ数字が悪くなっているのが気になりましたので、引き続きよろしくお願いします。

○大西部会長:

前回の議論では、知らなくて掲示していない方も確かにいらっしゃいましたけれども、元々、喫煙する方が利用しないため、禁煙施設であることをあえて示す必要がないことから掲示はいらないと思っていたなど、質問の受け止め方が飲食店によって異なったために数値が下がっているのかも知れないという解釈をしていたと思います。今後、同じような飲食店に対するアンケート調査を行っていくと思いますので、どういう意図で掲示していないのか、そういうものがあるなら掲示したいと考えているのか、必要ないと思っているような意識の方がいるのかというような違いが分かる質問の仕方を工夫することで取組が遅れているのかというところの評価がしやすくなると思います。

(2)協議事項

①北海道受動喫煙防止対策推進プランの見直しの基本的考え方について

○大西部会長:

続きまして、協議事項に移りたいと思います。事務局の方からご説明お願いします。

○事務局(石川課長補佐):

はい、それでは、北海道受動喫煙防止対策推進プランの見直しの基本的な見直しにつきまして資料3でご説明させていただきます。

まず、策定の趣旨ですけれども、条例制定に伴いまして受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、北海道健康増進計画の付属計画であるたばこ対策推進計画に基づいた受動喫煙に特化した計画ということで策定をさせていただく趣旨に変更はございません。なお、都道府県の健康増進計画につきましては、国の基本方針である健康日本21を踏まえることとされておりまして、本日、参考資料2と3で関係するものをお配りさせていただいております。国の基本指針における受動喫煙防止対策の今後の方向性ですが、参考資料3の106ページをお開きいただければと思うのですが、自然に健康になれる環境づくりのひとつとして、受動喫煙防止対策が位置づけられておりまして、改正健康増進法の施行では、行政機関の第一種施設については概ね改善はしていると、特に改善が低調な家庭、職場、飲食店に対する取組を重点的に行うというのが国の基本的な考え方ということで示されております。

2の計画の位置づけにつきましては、変更はございません。

3の計画の期間につきましては、健康日本21の第三次を踏まえたたばこ対策のさらに受動喫煙防止対策に特化した計画になりますので、計画期間につきましては健康日本21と合わせ12年の計画ということで、令和18年3月31日までを計画期間とする計画としております。

4 受動喫煙による健康影響でございますけれども、受動喫煙によってリスクが高まる健康影響について記載しておりますけれども、最新の知見が示されているものもございますので、そういったものも踏まえながら更新をさせていただきたいと考えております。

続きまして、5の本道の状況についてですが、先ほども紹介させていただきましたとおり、北海道の喫煙率が若干ですけれども下がってきているという状況にございますので、最新の調査結果等に基づきまして更新をさせていただきたいと考えております。なお、2の公共施設等における受動喫煙防止対策の状況については、改正健康増進法、北海道受動喫煙防止条例の施行によりまして、第一種施設である学校、病院、行政機関等の対策が一定程度進んだことを踏まえまして、第二種施設の現状を中心とした記載に修正させていただきたいと考えておりまして、国の基本方針と同様に家庭、職場、飲食店が道においても今後重点的な対象となってくると考えております。

6の受動喫煙防止対策の基本的な考え方につきましては、基本的な変更はございません。 望まない受動喫煙ゼロの実現を目指していく、また、健康を損なう影響が強い未成年者の方ですとか、妊婦さんに特に配慮するといった方針については、特段変更の予定はございません。また、関係機関、関係団体の皆様とも連携しながら一丸となって進めるという方針にも 変更はございません。

、受動喫煙防止対策に関する具体的施策につきましては、(1)から(5)までということで、条例に定める基本的な取組事項となっておりますので、こちらの取組項目についても特に変更の予定はございませんが、第一種施設の対策が一定程度進んだことを踏まえまして、例えば(4)の実施状況の調査ですとか、これまでは病院ですとか公的機関に対しても調査をかけてきましたが、取組が低調である第二種施設に特化いたしまして調査を継続させていただきたいと考えております。

一方で、第一種施設は放置でいいのかというご指摘もあろうかと思いますので、計画策定 年等の節目にあわせまして定期的なモニタリングはさせていただくが、モニタリングの幅 は少し広げさせていただくといったイメージで対策を進めさせていただきたいと考えてお ります。また、普及啓発、学習機会の確保の中に、特に受動喫煙の機会の多い家庭、飲食店、 事業所等への対応の強化といった方策についての検討を引き続き、進めていきたいと考え ております。

続きまして8、法と連動した受動喫煙防止対策の推進についてでございますが、法に規定する事項でございますので、この部分についての変更の予定はございません。

9、その他の取組についてでございますが、現在、歩きたばこの問題ですとか、サードハンドスモーク等の問題について記載させていただいておりますが、この点につきましては知見が新たなものがでておりますので、こういった知見を踏まえまして、更新をかけていきたいと考えております。

10 数値目標でございますけれども、現状値の更新を行うとともに、例えば学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率ですとか、すでに目標値を達成した項目等についての扱い、また、飲食店等の一部進みが低調なものについて、新たに案をお示ししながら次回以降で検討していただきたいと考えております。

最後に11計画の進行管理と評価についてでございますが、3月に開催した令和4年度の第2回専門部会でも、ご協議をさせていただきましたけれども、現行の健康増進計画の喫煙、それからたばこ対策推進計画にそれぞれ記載がございまして、さらにプランと計画が三階建ての立て付けになっております。たばこ対策推進計画との一体化を図るべきといった議論もございましたけれども、一定程度受動喫煙防止対策が進んでいないといった現状を踏まえまして、当面は、計画を受動喫煙に特化したものとして維持するといったことを3月の協議会で結論づけさせていだだいております。

このことを踏まえまして、次期計画の中間評価の際に、道内の受動喫煙対策の進捗状況を評価の上、対策が一定程度進んだ際には、たばこ対策推進計画に統合することを検討するということを次期の計画では明記させていただくことを考えております。資料の3については以上になります。

○大西部会長:

ただいま事務局の方からご説明がありましたけれども、今後の作業としましては、推進プランの策定に当たっての基本的な考え方、いわゆる推進プランの骨子ということになります。こちらの項目をベースにして、具体的な内容を肉付けした「素案の(案)」を今後、作

っていくことなります。

本日は、皆様からこの基本的な考え方についてご意見をいただき、その方向性に大きく問題がなければ、これに肉付けをして素案の案を作成し、次回、第2回の部会で協議をお願いするということになります。

項目がいくつかありますのでページごとにご意見を伺っていこうと思います。最初、1ページ目の1番から4番まで計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間、受動喫煙による健康影響について何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

事務局に確認ですが、計画期間は12年にはなりますけれども、毎年度、この部会で進捗等の評価はしていくと、健康増進計画の評価は毎年度という形で細かくは行われないと思いますけれども、そういうような理解でよろしいですか。

○事務局(石川課長補佐):

はい、進捗状況につきましてはこちらの部会で毎年度ご報告をさせていただく予定としております。

○大西部会長:

別立てにしているから細かく取組状況が評価できるというメリットがあるということ かと思います。特にご意見等よろしいでしょうか。

○各委員等:

(意見等なし)

○大西部会長:

それでは、2ページ目に移り、5.本道の状況、6.受動喫煙防止対策の基本的な考え方、7.受動喫煙防止対策に関する具体的な施策につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ここでは、第一種施設の対策がかなり進んでいるので、第二種施設のように毎年同じように状況を把握するというよりは、労力を第二種施設へ重点的に注いで、詳細な情報を踏まえた上で、取組を進めていくというような方針が示されましたけどいかがでしょうか。

○各委員等:

(意見等なし)

○大西部会長:

それでは3ページ目、また4ページ目、8.法と連動した受動喫煙防止対策の推進、9.その他の取組、10.数値目標、そして11.計画の進行管理と評価ということにきまして、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

○岸部長:

JT の岸と申します。意見という形ではないと思いますけれども、先ほどの調査報告におかれまして、法律や条例の認知度のところが課題感があるというところでしたので、これからも、ホームページなんかも含めてだと思いますけれど、現状の普及啓発活動を継続して取り組むことが重要なのかなと思っております。

中身についてですけれども、適切な分煙環境の整備の取組の中で、道内各市町村様の方へ地方財政措置等の周知を実施していると承知しております。ただ、JT の方は分煙に関するご相談をいただいているところもありまして、この措置についても、複数の自治体様の方から弊社の方にお問い合わせをいただいている状況でございます。ただ、我々としては詳しいことはもちろん承知しておりませんので、あまり力になれていないところであります。ですので、そういったものも周知が浸透していない可能性もあると思いますので、発信方法など工夫できる点があるのではないかと思いました。もちろん、我々の方も適切な分煙環境の整備について技術的な知見の提供も含めてご協力できるところは、しっかりご協力させていただきたいと思っております。

あと、これは直接関係ないところですけれども、実態調査の項目の中で、今後必要だと思う受動喫煙対策の選択肢の部分ですけれども、本部会の取組とより整合性をとるために、分煙環境の整備という項目自体があった方がいいのかなと思いましたので、今後調査設計の段階の検討材料にしていただけたらと思っております。私の方からは以上でございます。

○事務局(石川課長補佐):

地方交付税の財政措置につきましては、財務省から地方交付税の充当をという通知が、確か、今年の1月頃だったかと思うのですけども出た際に、市町村には2回ほどご連絡をさせていただいているところです。ただ、地方交付税をどのように喫煙所へ充当していくか、市町村の中でのお話が難しい面もあるのかなと考えておりますので、引き続き、そういった面も配慮しながら、こういった制度の活用といったところは、情報提供をして参りたいと考えております。

また、次回の調査につきましては、分煙環境の整備といった部分につきましても部会の中でも調査項目を検討させていただく形となって進めていくと考えております。受動喫煙を防止していく中での分煙環境の整備というのも重要な要素と思いますので参考とさせていただきたいと思います。

○佐野世話人:

今、分煙のお話がでたので、喫煙可能店の数は把握されているのですか。禁煙のところはでていましたけれど。

○事務局(石川課長補佐):

禁煙可能店という形では、把握するものがなにもないのですけれども、既存飲食店で特に小規模のところで、禁煙分煙を設備的にやっていくことが難しいというについては、届出をいただくことになっておりますので、そういった数については把握をしておりますが、全体

としてどうかというところは把握できない状況となっております。

○佐野世話人:

喫煙可能店が何店舗札幌市にあるかということは分かっているということですよね。それを表示しているか、いないかは把握していないということですよね。

○事務局(石川課長補佐):

そもそもの禁煙可能店というのが各事業者さんの判断になってくるので、そういったものについて全体数を把握しておりません。抽出調査として年に1回、飲食店を対象にどういう対応をとられていますかというものをとらせていただいているのが現状となっています。

○佐野世話人:

例えば、札幌市はステッカーを配っていますよね。そうすると、どの事業者さんに何枚配ったかは分かると思うのですよね。そうすると、喫煙可能店が増えてる状況にあるのかどうなのか、喫煙可能店をちょっと気になるのはインバウンドの方とかが利用したいという人が多分いるだろうと、たばこ吸いながら旅行されている方もいるので、どこで吸えるかということは、分かるようになった方がいいのかなというのはありますね。道ばたで喫煙するのはまずいというのは把握されていると思いますが、そちらにも今後は目を向ける必要がある。

本来、たばこは健康に害があることは知見で分かっているので、将来的には、そういう吸える場所が減る方向でないといけないと思います。増える方向ではいけない。いかに減る方向に持って行くかというのが大事かと思いますね。以上です。

○事務局(石川課長補佐):

札幌市の新規飲食店には、道庁から札幌市さんの届け出台帳からステッカーを送らせていただいているのですが、月あたり 200 件程度の新規があり、年間にすると相当だと見込んでおりまして、ご指摘のような全ての全数把握が可能かどうかは難しい問題と思うのですけれども、飲食店全般でどういった対策がとられているのかといったところは、定期的な調査の中でより正確な把握に努めて参りたいと考えます。

○大西部会長:

それでは、ただいま伺いましたご意見も踏まえて、これから事務局の方で素案の案を作成 しまして、次回、第2回の部会の方で議論をしていただきたいと思います。

3 その他

①次期北海道受動喫煙防止対策推進プランのスケジュールについて

○大西部会長:

それでは、(3) その他に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局(石川課長補佐):

スケジュールについて、資料 4 でご説明させていただきます。3 月の協議会でお示ししたものと同様となっており、本日、これまでの推進状況、次期プランの見直しの考え方について議論いただきご意見を賜りました。今後、親会である道民の健康づくり推進協議会、それから道議会での報告を経まして、10 月にはプランの素案ということで具体的な見直し事項を文章化したものをたたき台としてご協議いただきたいと考えておりまして、同様に親会、道議会の報告を経まして、年末に向けて広くパブリックコメントということで道民の皆様のご意見を承る他、市町村や関係機関からのご意見を照会していく予定としております。第3回は、年明けになりますけれども、これらご意見を踏まえまして再度修正をさせていただいて原案をご協議いただいて、また道議会に諮って参る形で、3 月には決定させていただいて原案をご協議いただいて、また道議会に諮って参る形で、3 月には決定させていただく予定となっております。計画策定年となりまして、開催回数が頻回となりますが委員の皆様には、引き続き、ご協力をよろしくお願いします。

○大西部会長:

ただいまのスケジュールのご説明にご意見ご質問等ございますでしょうか。

10月、1月、3月と回数は少し、例年より多くなってしまいますけれども、特にご意見ないようでしたらこのスケジュールで進めさせていただきたいと思います。その他、事務局の方から何かございますでしょうか。

○事務局:

(追加事項等なし)

○大西部会長:

それでは全体を通してご参加の皆様から何かご意見ご質問等ございますか。

○各委員等:

(意見なし)

4 閉 会

○大西部会長:

それでは以上をもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。円滑な議事進行 にご協力いただきありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

○事務局(石川課長補佐):

大西部会長、ありがとうございました。本日の資料及び議事録につきましては、後日、皆様のご確認を経まして、ホームページで公表をさせて頂きますので、ご了承をお願いいたし

ます。それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回受動喫煙防止対策専門部会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。なお、Zoomでご参加いただいています皆様におかれましては「退出」ボタンをクリックし、ご退出いただきますようお願いいたします。